

吸収分割株式会社・吸収分割承継会社の 事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号, 同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2015 年 10 月 1 日

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

株式会社 J E R A

会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項
(吸収分割に係る事後開示事項)

2015 年 10 月 1 日

名古屋市東区東新町 1 番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

勝野



東京都中央区日本橋二丁目 7 番 1 号

株式会社 J E R A

代表取締役社長 垣見 祐



中部電力株式会社（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社 J E R A（以下「承継会社」といいます。）は，2015 年 7 月 1 日付で締結した吸収分割契約（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき，2015 年 10 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として，分割会社が営む火力発電に係る燃料輸送事業及び燃料トレーディング事業（以下「対象事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いましたので，本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項を下記のとおり開示いたします。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2015 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2，第 785 条，第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 本件吸収分割は，会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため，同法第 784 条の 2 の規定に基づき，本件吸収分割をやめることを請求できる株主はおらず，該当する請求は行われておりません。

(2) 本件吸収分割は，会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するた

め、分割会社の株主には株式買取請求権はありません。そのため、分割会社は同法第 785 条の規定に基づき、株主に対する通知、公告は行っておりません。

- (3) 分割会社には、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定により新株予約権買取請求をすることができる新株予約権者は存在しません。そのため、分割会社は、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく、新株予約権者に対する通知、公告は行っておりません。
- (4) 分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2015 年 8 月 25 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知れている債権者への個別の催告は行っておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

- (1) 本件吸収分割に際し、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、承継会社に対して本件吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。
- (2) 承継会社は、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2015 年 8 月 25 日付で、株主に対し通知を行いました。同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をした株主はありませんでした。
- (3) 承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2015 年 8 月 25 日付の官報及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に同法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、電子公告により公告したことから、知れている債権者への個別の催告は行っておりません。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割会社は、吸収分割契約書の定めに従い、対象事業に関する権利義務を承継会社に承継いたしました。その詳細は別紙のとおりであります。

このうち承継会社が承継した資産及び負債の額（2015 年 10 月 1 日時点の見込額）は、以下のとおりであります。

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
流動資産	17,900 百万円	流動負債	—
固定資産	16,158 百万円	固定負債	—
合計	34,058 百万円	合計	—

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2015 年 10 月 1 日 (予定)

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

(1) 本件吸収分割に際し、承継会社の資本金及び準備金の額は、以下のとおり増加しました。

資本金 : 22 億 6,000 万円

資本準備金 : 3 億 8,500 万円

利益準備金 : 0 円

(2) 承継会社は、本件吸収分割に際し、新たに発行した普通株式 4,500,000 株を分割会社に交付いたしました。

(3) 分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 90 号）附則第 5 条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号）第 2 条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以上

本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した対象事業に関する権利義務

(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

1. 資産

(1) 流動資産

現金（預金） 17,900,000,000 円

(2) 固定資産

本件効力発生日において分割会社が保有する以下の法人の株式又は持分

- ① Trans Pacific Shipping 1 Ltd. 156,956 株（持分比率 40%）
- ② Trans Pacific Shipping 2 Ltd. 158,444 株（持分比率 40%）
- ③ Trans Pacific Shipping 5 Ltd. 1,820 株（持分比率 50%）
- ④ Trans Pacific Shipping 6 Ltd. 122,810 株（持分比率 50%）
- ⑤ Trans Pacific Shipping 7 Ltd. 122,350 株（持分比率 50%）
- ⑥ Trans Pacific Shipping 8 Ltd. 1,750 株（持分比率 50%）
- ⑦ Chubu Energy Trading Singapore PTE. LTD. 130,000,000 株（持分比率 100%）

2. 負債

該当無し

3. その他の権利義務等

以下の契約における分割会社の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

① Trans Pacific Shipping 1 Ltd.に関する契約

- ・三菱商事株式会社及び日本郵船株式会社との間の 2014 年 12 月 19 日付 Shareholders' Agreement
- ・日本郵船株式会社, 三菱商事株式会社, 株式会社三菱東京 UFJ 銀行及び Trans Pacific Shipping 1 Ltd.との間の 2014 年 12 月 12 日付 Deed of Accession

②Trans Pacific Shipping 2 Ltd.に関する契約

- ・三菱商事株式会社及び株式会社商船三井との間の 2015 年 3 月 20 日付 Shareholders' Agreement
- ・Trans Pacific Shipping 2 Ltd., 株式会社三菱東京 UFJ 銀行, 株式会社商船三井及び三菱商事株式会社との間の 2015 年 3 月 13 日付 Deed of Accession

③Trans Pacific Shipping 3 S.A.に関する契約

- ・川崎汽船株式会社及び Trans Pacific Shipping 3 S.A.との間の 2013 年 10 月 24 日付 Share Purchase Option Agreement

④Trans Pacific Shipping 4 S.A.に関する契約

- ・川崎汽船株式会社及び Trans Pacific Shipping 4 S.A.との間の 2015 年 3 月 30 日付 Share Purchase Option Agreement

⑤Trans Pacific Shipping 5 Ltd.に関する契約

- ・株式会社商船三井との間の Shareholders' Agreement
- ・Trans Pacific Shipping 5 Ltd., 株式会社商船三井及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行との間の Equity Contribution and Retention Agreement

⑥Trans Pacific Shipping 6 Ltd.に関する契約

- ・日本郵船株式会社との間の Shareholders' Agreement
- ・Trans Pacific Shipping 6 Ltd., 日本郵船株式会社及び株式会社三井住友銀行との間の Equity Contribution and Retention Agreement

⑦Trans Pacific Shipping 7 Ltd.に関する契約

- ・日本郵船株式会社との間の Shareholders' Agreement
- ・Trans Pacific Shipping 7 Ltd., 日本郵船株式会社及び株式会社三井住友銀行との間の Equity Contribution and Retention Agreement

⑧Trans Pacific Shipping 8 Ltd.に関する契約

- ・株式会社商船三井との間の Shareholders' Agreement
- ・Trans Pacific Shipping 8 Ltd., 株式会社商船三井及び株式会社三菱東京 UFJ 銀行との間の Equity Contribution and Retention Agreement

以 上



本書は原本と相違がないことを証明します。

平成27年10月1日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

勝野

哲



社長執行役員

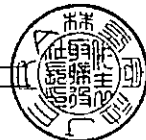
東京都中央区日本橋二丁目7番1号

株式会社 J E R A

代表取締役社長

垣見

祐二





100